

松本市長と車座集会

みんなの尼活皆議

つなぐ つながる うごきだす

110th Amagasaki

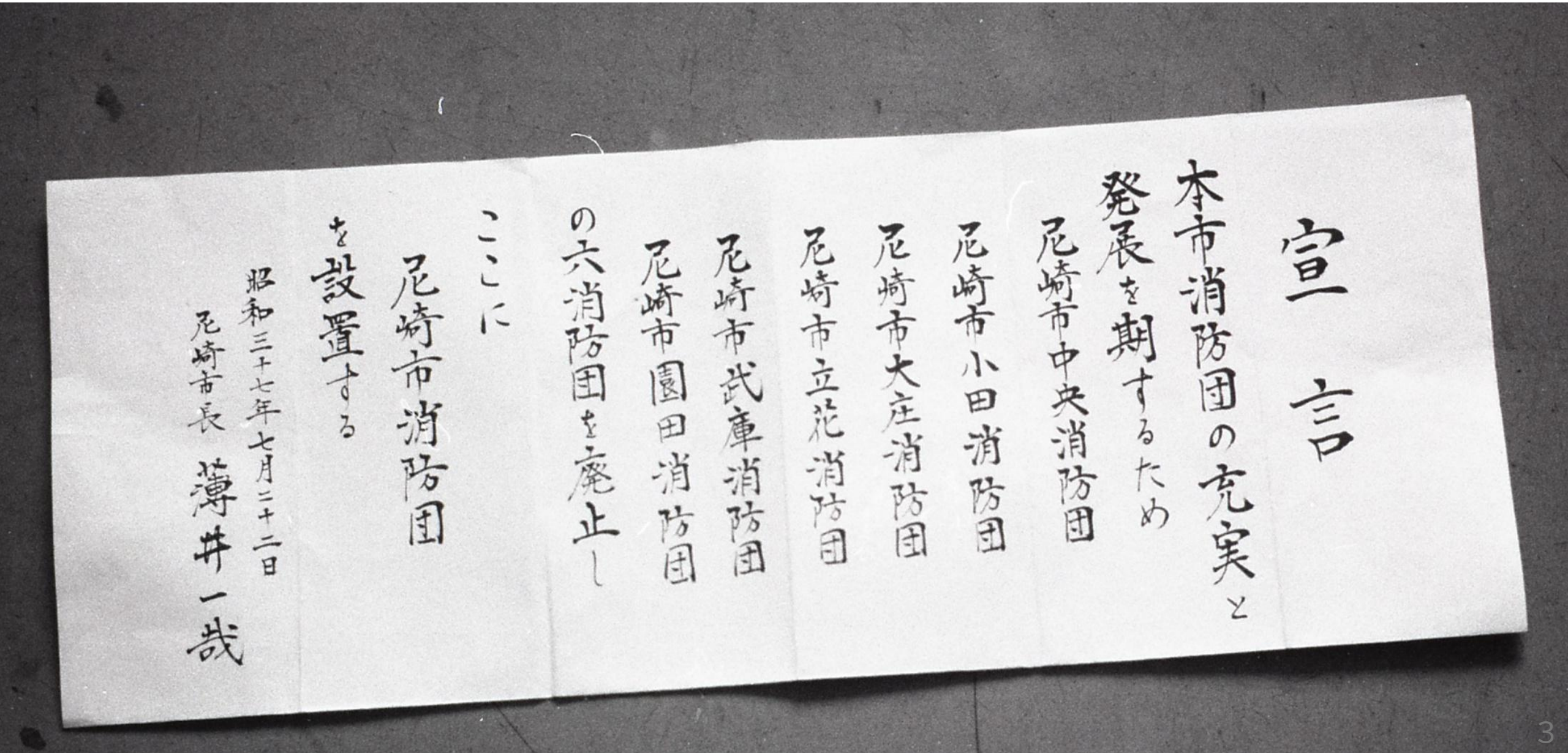
みんなの尼崎市消防団



目　次

- 尼崎市消防団の軌跡
- 尼崎市消防団の概要
- 尼崎市消防団の現状
- 消防団の役割
- 意見交換

尼崎市消防団の軌跡


宣言

本市消防団の充実と
発展を期するため
尼崎市中央消防団
尼崎市小田消防団
尼崎市大庄消防団
尼崎市立花消防団
尼崎市武庫消防団
尼崎市園田消防団
の六消防団を廃止し
ここに
尼崎市消防団
を設置する

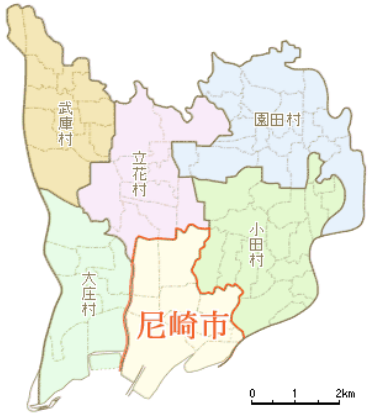
昭和三十七年七月二十二日
尼崎市長　薄井一哉

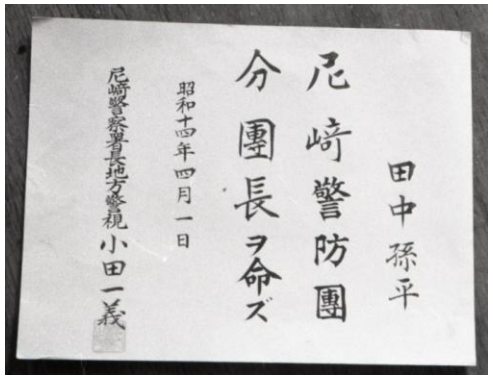
尼崎市消防団の軌跡①

1894(M27)

消防組規則の制定・尼崎消防組の誕生

自治的な私設消防組織から府県知事の
警察権に属する官設消防機関へと移行。
伊丹警察署尼崎分署が消防手を募集し、
50名からなる尼崎消防組が創設される。





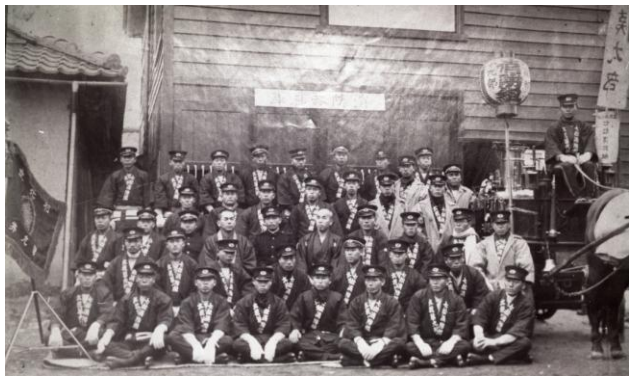
1916(T5)

尼崎市制施行

1920(T9)

常備消防の芽生え

尼崎市消防組第2部に
常置消防手を配置する。



1936(S11)

小田村が合併

1939(S14)

警防団令の制定・尼崎警防団の発足

消防組は防護団と統合し、警防団を組織する。
尼崎警防団は警察署長の指揮監督のもと、消防組の組頭
が団長となり、9分団及び常備部・衛生部、団員1,232名、
消防自動車10台という陣容で発足した。

1941(S16)

尼崎消防署の誕生

特設消防署規程の改正により、尼崎市は
特設消防署設置都市の指定を受ける。
尼崎市警防団常備部は、兵庫県警察部に
属する尼崎消防署へと移行する。

1942(S17)

大庄村・立花村・武庫村が合併

1947(S22)

園田村が合併



尼崎市消防団の軌跡②

1947(S22)

消防團令の制定・６消防団の誕生

尼崎市、大庄、立花、武庫、園田の5警防団は解散し、新たに中央、小田、大庄、立花、武庫、園田の6消防団が組織された。



1948(S23)

消防組織法の制定・自治体消防の確立

尼崎消防署は尼崎市に移管され、新たに尼崎市消防本部尼崎消防署が発足する。

1951(S26)

尼崎市消防局の誕生

市の機構改革により尼崎市消防局を設置。
尼崎市消防署を中消防署とし、3出張所がそれぞれ消防署に昇格、4署体制となった。

1962(S37)

一市一団統合・尼崎市消防団の発足

情勢に適応した消防団の在り方の検討が進められ、市内の６消防団が廃止。新たに尼崎市消防団が設置された。
一市一団統合が実現する。



1993(H5)

初の女性消防団員を採用



2002(H14)

自主防災会の整備完了

社会福祉連絡協議会を組織単位とした自主防災会の整備が完了する。

2021(R3)

企画広報分団を設置

尼崎市消防団の概要



尼崎市の消防機関

消防組織法 第3章 地方公共団体の機関

（市町村の消防に関する責任）

第6条　市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第7条　市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に関する費用）

第8条　市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

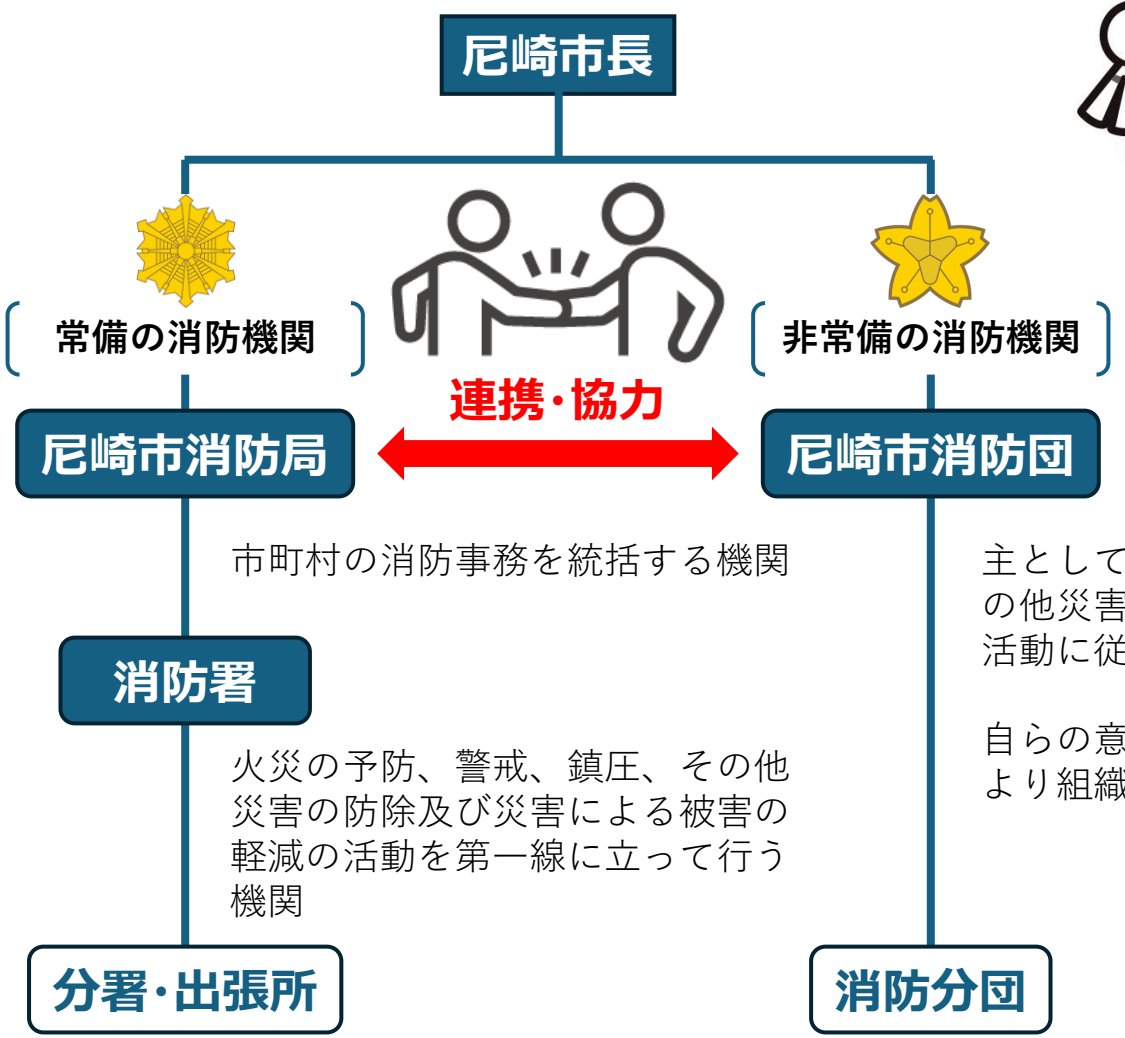
第9条　市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

⑴　消防本部

⑵　消防署

⑶　消防団



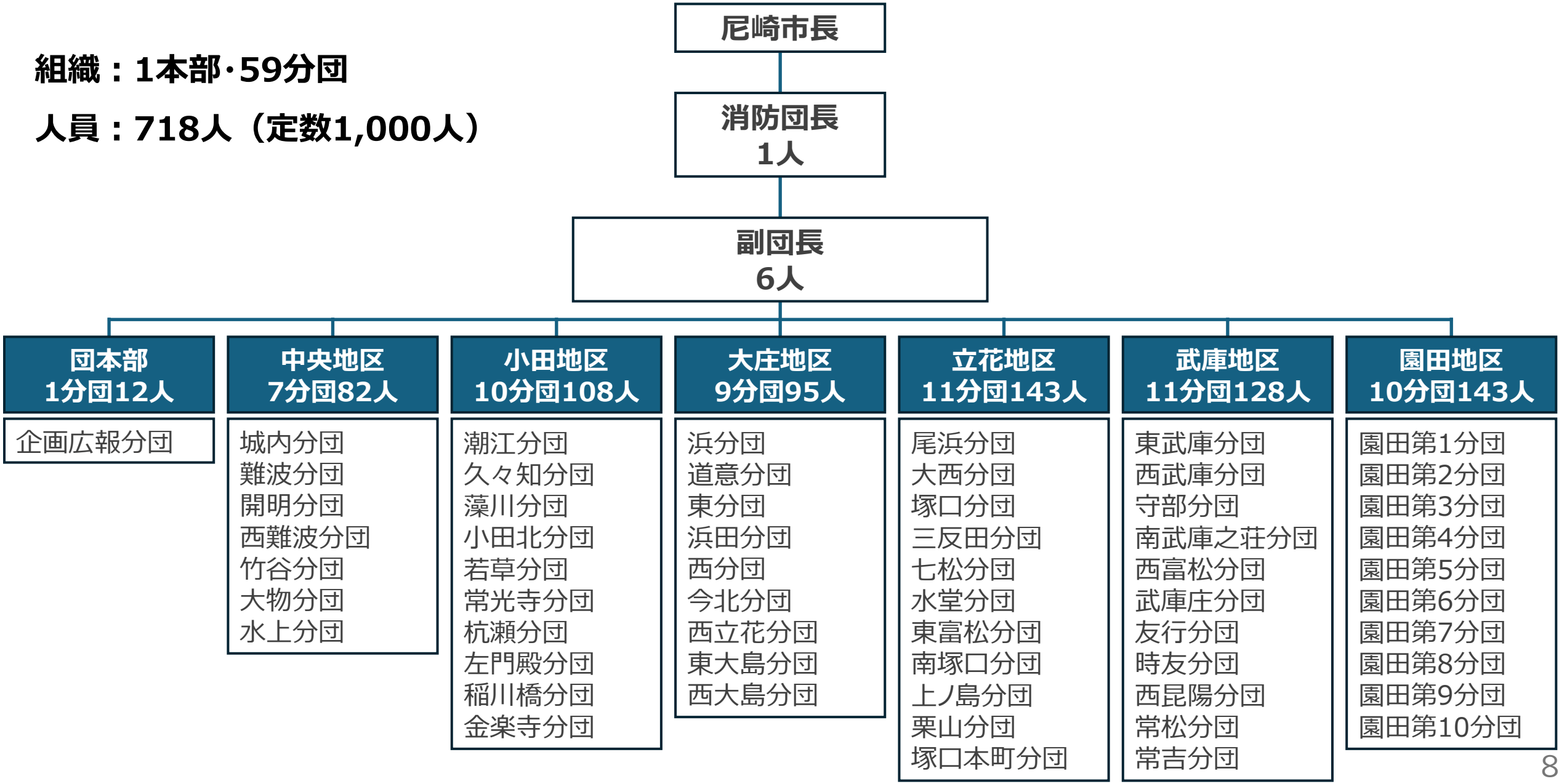


尼崎市消防団の組織

令和8年8月1日現在

組織：1本部･59分団

人員：718人（定数1,000人）



消防団員の処遇



団員と家族を支える各種制度

消防団は、法律に基づく市の消防機関です。
危険な業務に従事する消防団員には、報酬や補償など、
その労苦に報いる各種制度が法令により担保されています。

年額報酬	出動報酬	被服等の貸与	公務災害補償	福祉事業	退職報償金	表彰
消組法23・条例	消組法23・条例	消組法23・市規則	消組法24・条例	消組法24	消組法25・条例	消組法4・条例
消防団としての役務の対価として	災害や訓練等への出動に係る経費を弁償するため	団員の安全を図るため	危険な業務にも安心して従事するための補償として	公務上の災害を受けた団員又はその家族の福祉の向上を図るため	多年にわたる苦労に報いるため	消防団員としての功労を称えるため
消防団員としての労苦に報いる対価として、年に2回、階級に応じて条例で定める額の報酬を支給します。	災害や訓練等の活動に出動した場合、その活動内容に応じて条例で定める額の費用を弁償します。	消防団活動を行ううえで必要な活動服や制服、長靴や手袋等の安全装備品を貸与します。	公務中の不慮の事故による死亡や負傷等の事案が生じた場合、消防団員又はその家族に対し、療養補償や休業補償、介護補償等の各種補償を行います。	公務により被災した消防団員及びその家族の福祉を増進するため、損害補償を補完する付加給付を行います。	在職5年以上の消防団員が退職した場合、勤続年数や階級に応じて条例で定める額の退職報償金を支給します。	消防団員の労苦に感謝し、その功労に報いるため、国、県、市、その他の団体が表彰を行います。

分団器具庫

分団器具庫は消防団の活動拠点であり、市の防災拠点　市内に58施設



消防団車両

消防団の機動力、消防団車両は58台（積載車36台･ポンプ車22台）

	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車
ポンプ	車両と一体化したポンプを搭載し、車両のエンジン駆動を用いて送水する構造	車両に可搬式の小型動力ポンプを積載し、必要に応じて使用･搬出できる構造
ポンプの級別	A-2級	B-2級
規格放水圧力	0.85MPa	0.7MPa
規格放水量	2.0㎥/分 以上	1.0㎥/分 以上
資機材等	消火活動中心の資機材等を積載することが多い。	消火に加えて救助資機材等も積載する多機能型が多い。
性向	火災現場での中核戦力として、素早く安定した送水を連続して行うことに向いている。	車両が進入できない地域での消火や、救助資機材の運搬まで含めた機動的な運用に向いている。
主な用途	消火活動 火災現場での即時対応に有利	多用途 機動力と多機能性を活かした柔軟な現場対応に有利
標準耐用年数	10年～15年	8年～12年





尼崎市消防団の一年

尼崎市消防団の一年

1月	消防出初式
2月	春の消防総合訓練
3月	署・団合同訓練
4月	新任消防団員辞令交付・研修
5月	**水防工法訓練**
6月	**機械器具点検**
7月	中堅消防団員研修
8月	招集訓練／消防団幹部夏季研修
9月	
10月	正副団長行政視察研修
11月	**ポンプ操法大会**／秋の消防総合訓練
12月	年末火災特別警戒／消防団長巡視







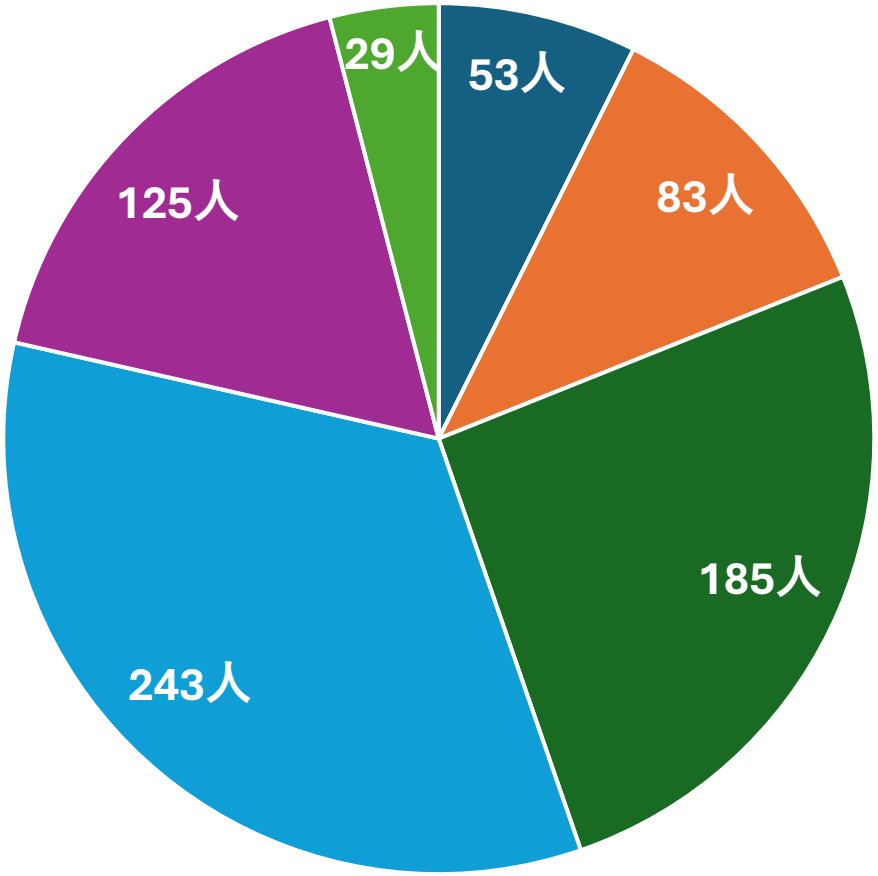


消防団の現状

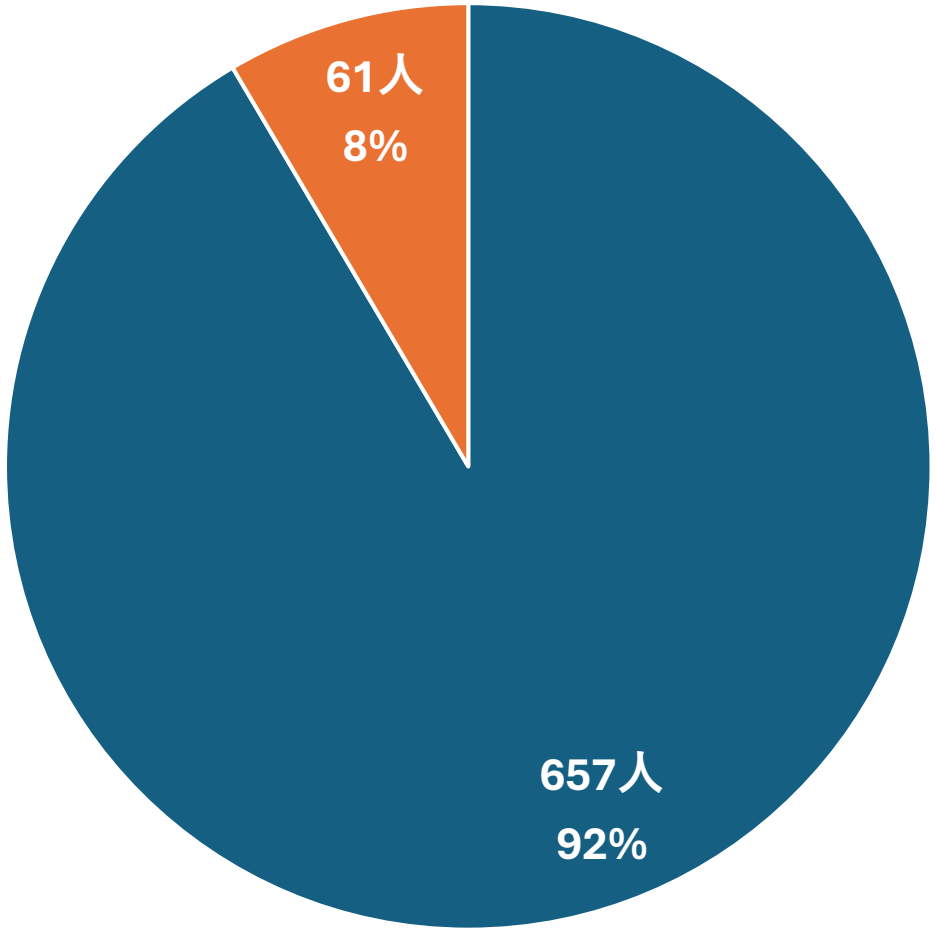
消防団員の構成

令和8年8月1日現在

消防団員の年齢別内訳

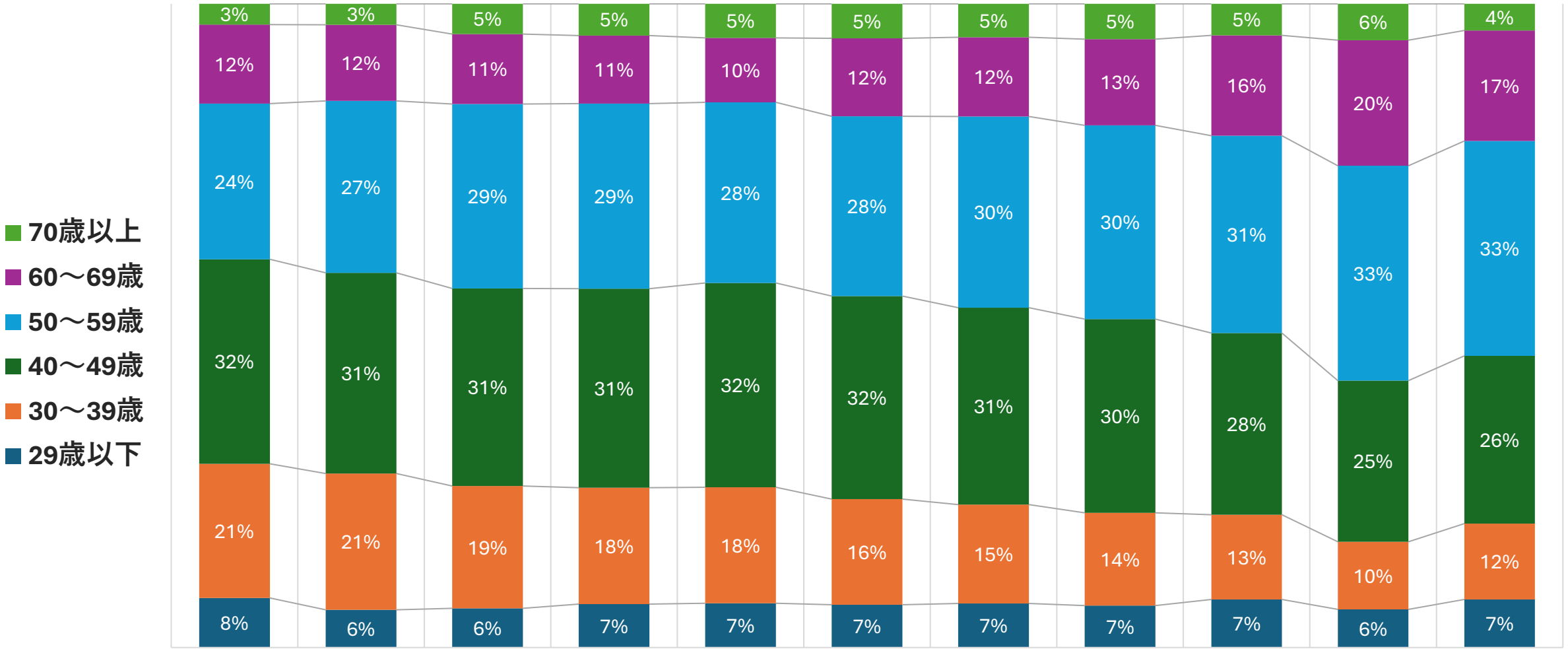


消防団員の男女別内訳



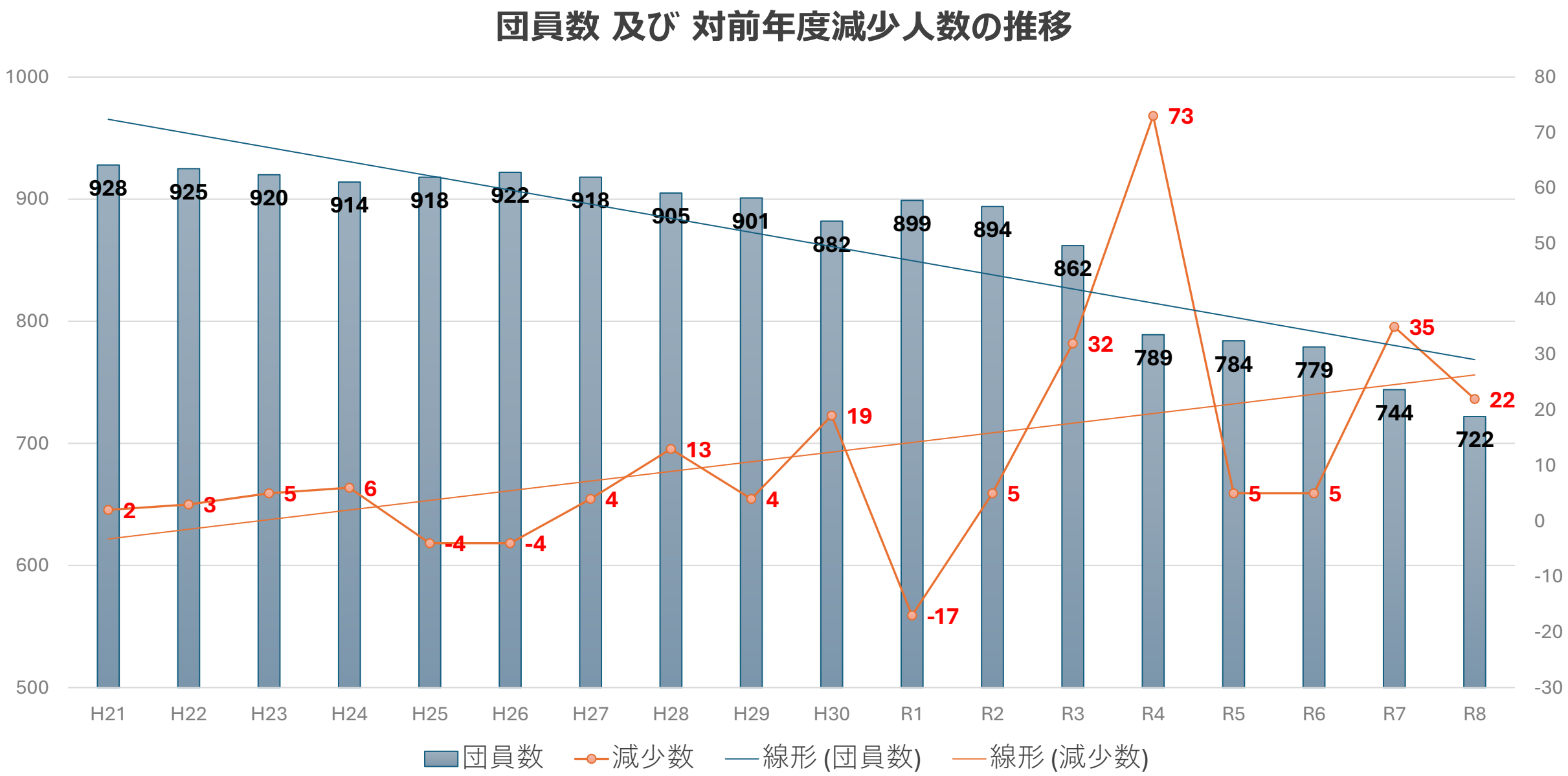
消防団員数の推移（年齢構成別）

年齢構成比率の推移

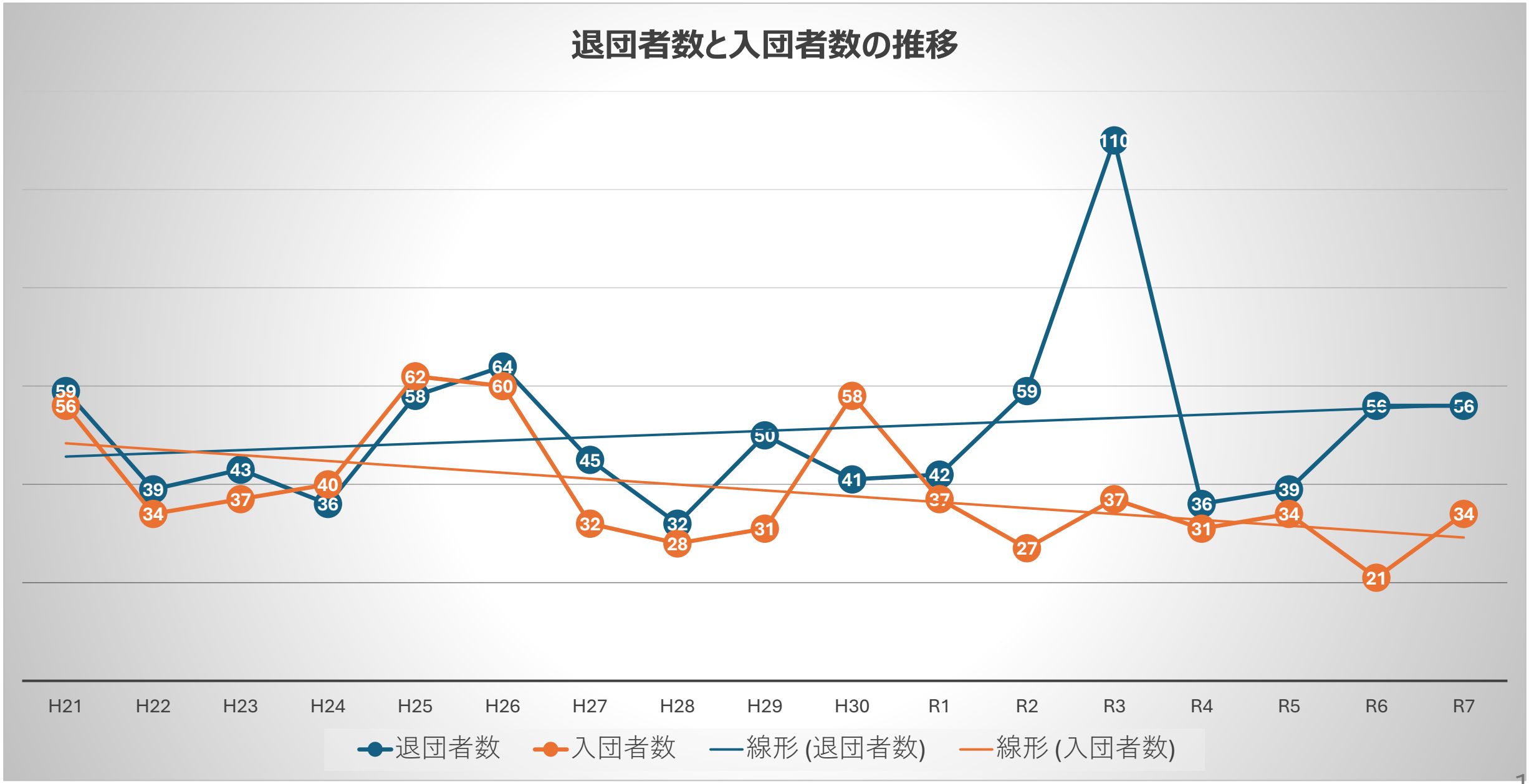


	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
平均年齢	46.6歳	47.2歳	47.6歳	47.7歳	47.7歳	48.4歳	48.6歳	49.2歳	49.2歳	49.9歳	49.7歳

消防団員数の推移


団員数 及び 対前年度減少人数の推移
1000
900
800
700
600
500
80
70
60
50
40
30
20
10
0
-10
-20
-30
928
925
920
914
918
922
918
905
901
882
899
894
862
789
784
779
744
722
2
3
5
6
-4
-4
4
13
4
19
-17
5
32
73
5
5
35
22
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
団員数
減少数
線形 (団員数)
線形 (減少数)

退団者・入団者の推移


退団者数と入団者数の推移
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
退団者数
入団者数
線形 (退団者数)
線形 (入団者数)

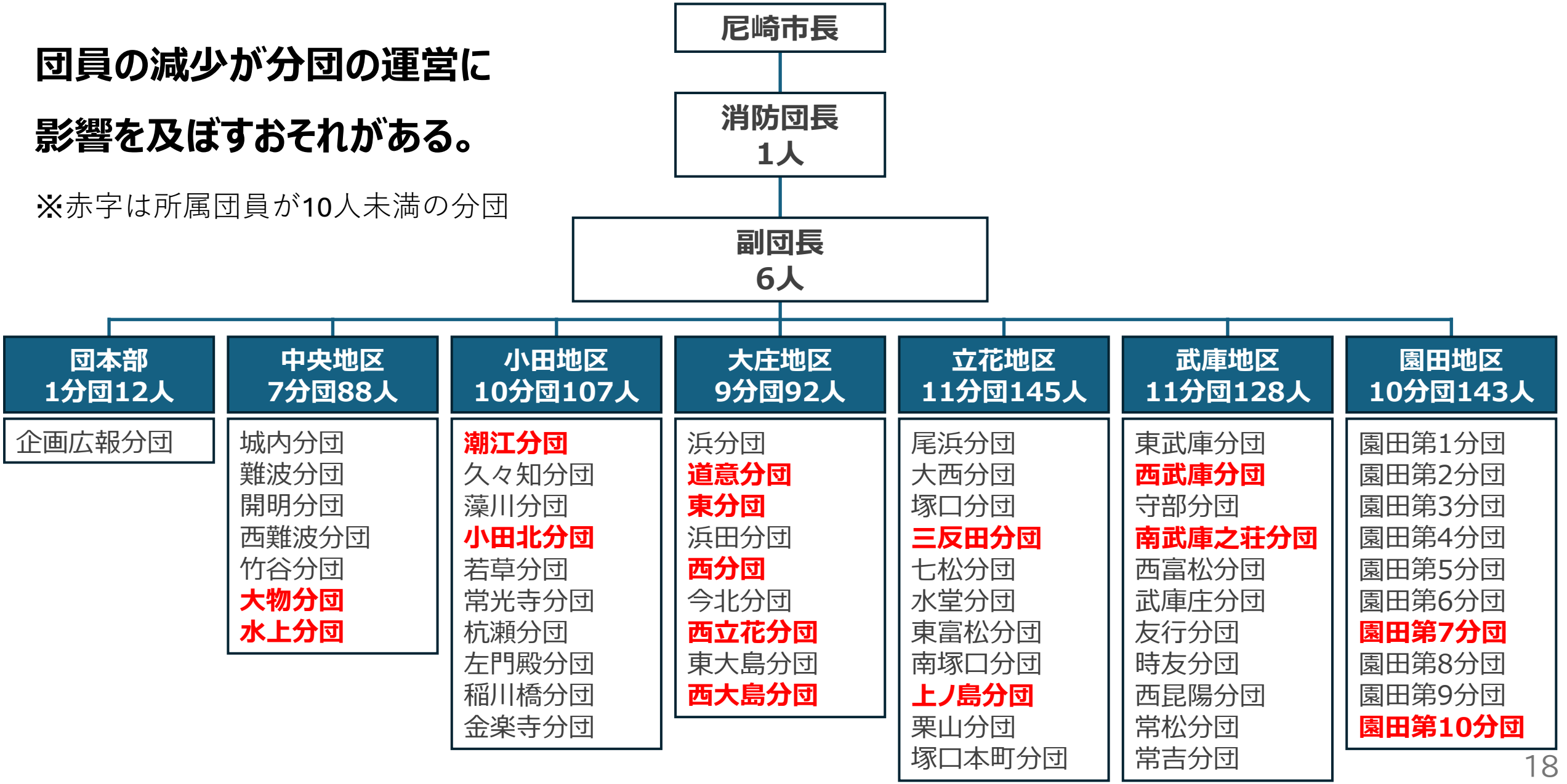
尼崎市消防団の組織

令和8年8月1日現在

団員の減少が分団の運営に

影響を及ぼすおそれがある。

※赤字は所属団員が10人未満の分団



阪神地区7市1町の比較

内容：令和7年4月1日現在

	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	猪名川町
組織	1本部 59分団	1本部 33分団	1本部 4分団	1本部 6分団	1本部 10分団	1本部 11分団 30部	1本部 7分団	1本部 23分団
定数	1,000人	755人	134人	103人	200人	418人	704人	350人
実員	744人	660人	113人	96人	178人	354人	664人	329人
充足率	74.4％	87.5％	96.3％	93.2％	88.5％	88.0％	94.6％	96.0％
人口比（実員）	0.163％	0.137％	0.137％	0.048％	0.078％	0.241％	0.625％	1.173％
車両	58台	38台	5台	6台	10台	29台	13台	30台

中核市の比較

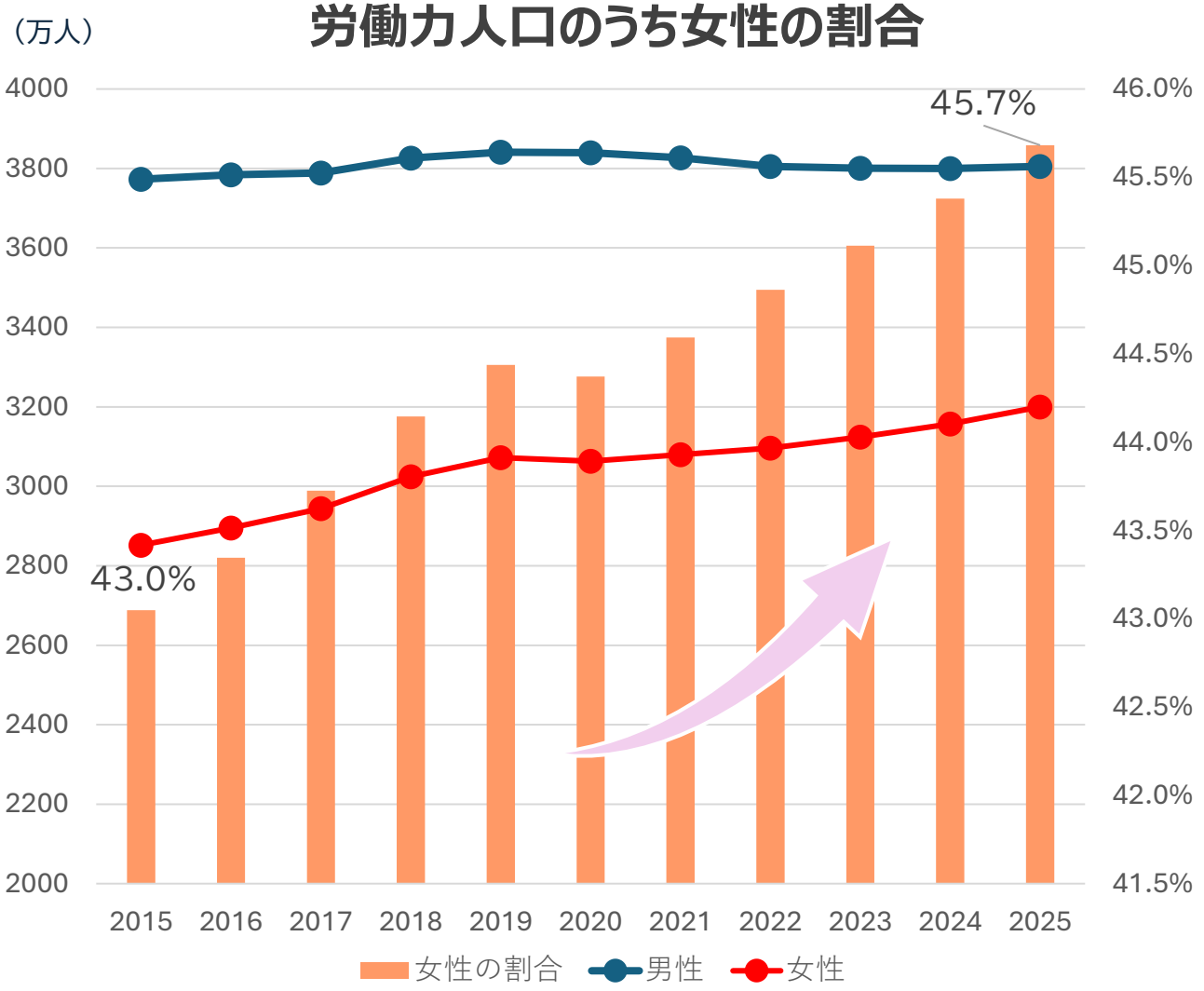
内容：令和7年4月1日現在

	尼崎市	西宮市	明石市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	八尾市	寝屋川市	東大阪市
組織	1本部 59分団	1本部 33分団	1本部 8分団 50班	1本部 14分団 14部27班	1本部 9分団 2班	1本部 11分団 55班	1本部 11分団 49班	1本部 11分団 23部	1本部 7分団 33班	1本部 15分団
定数	1,000人	755人	1,040人	575人	250人	800人	500人	290人	435人	550人
実員	744人	660人	981人	490人	157人	655人	428人	290人	361人	508人
充足率	74.4％	87.5％	94.3％	85.2％	62.8％	81.9％	85.6％	100.0％	83.0％	92.4％
人口比 （実員）	0.163％	0.137％	0.320％	0.123％	0.041％	0.190％	0.109％	0.112％	0.161％	0.106％
車両	58台	38台	46台	18台	11台	48台	43台	23台	32台	32台

※調査対象とする都市は、兵庫県及び大阪府の中核市（1の都市に複数の消防団を組織している都市を除く。）

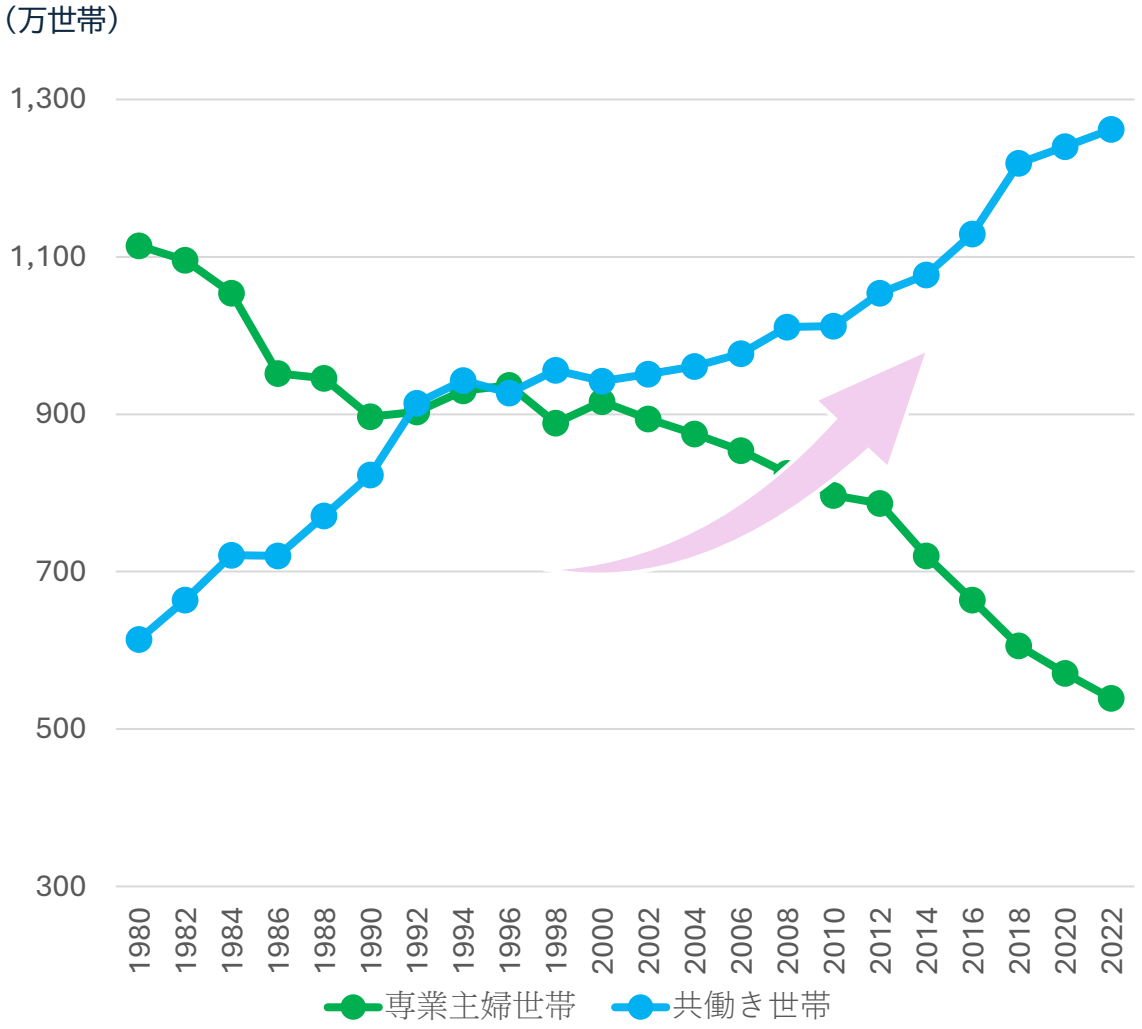
社会的背景①（女性の社会進出）

男女別労働力人口の推移及び労働力人口のうち女性の割合



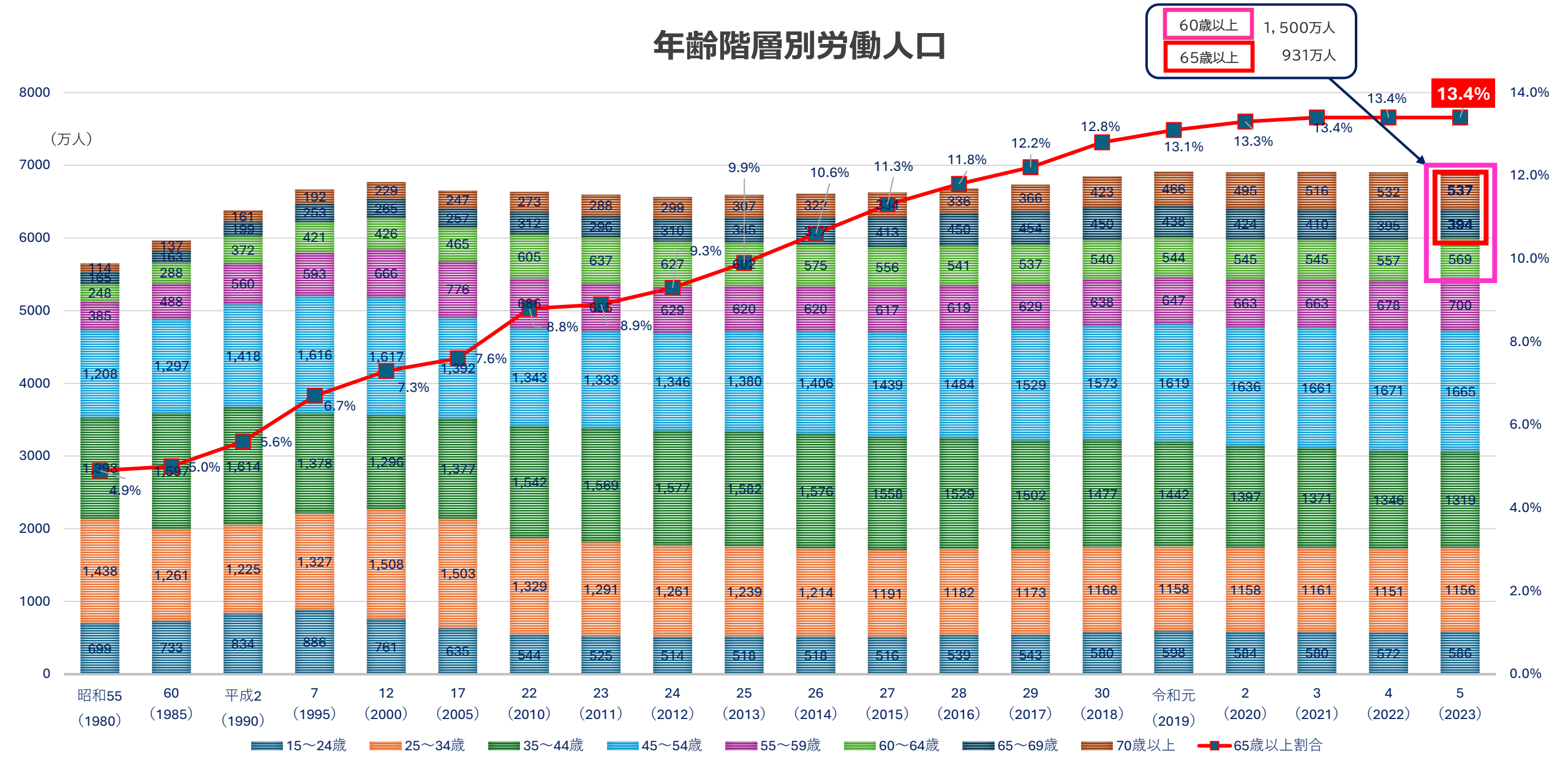
出所：統計局 「就業状態の動向」

共働き世帯等の推移



出所：厚生労働省 「共働き等世帯数の年次推移」

社会的背景②（シニア層の就業増）



資料：総務省「労働力調査」を加工して引用



消防団の役割

消防団に期待される役割

消防力の整備指針における「消防団の業務」

- 火災の鎮圧に関する業務
- 火災の予防及び警戒に関する業務
- 救助に関する業務
- 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務



地域防災計画や水防計画、国民保護計画、避難行動要支援者避難支援指針等、本市が策定する計画の中には、消防団の役割が付与されている。

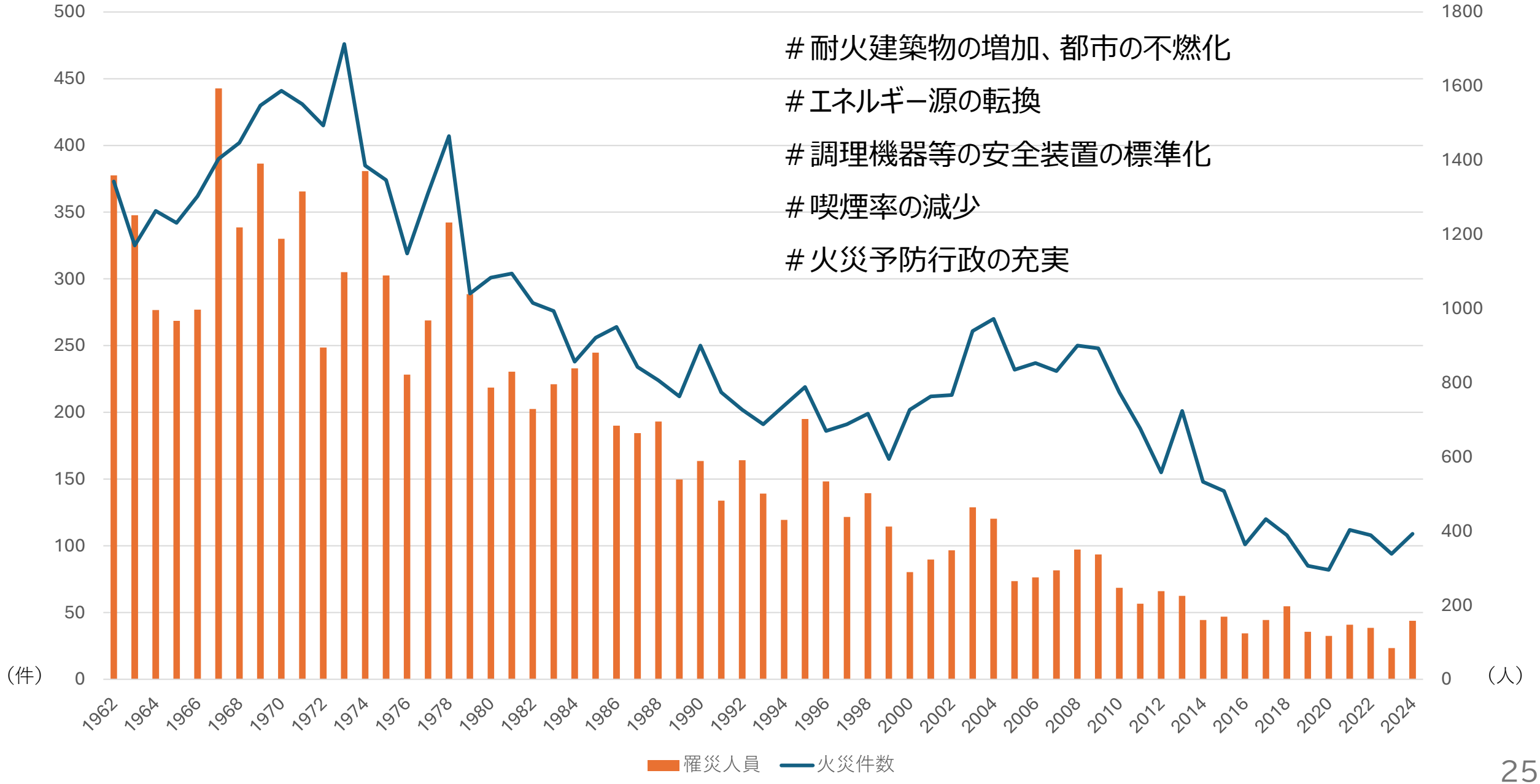


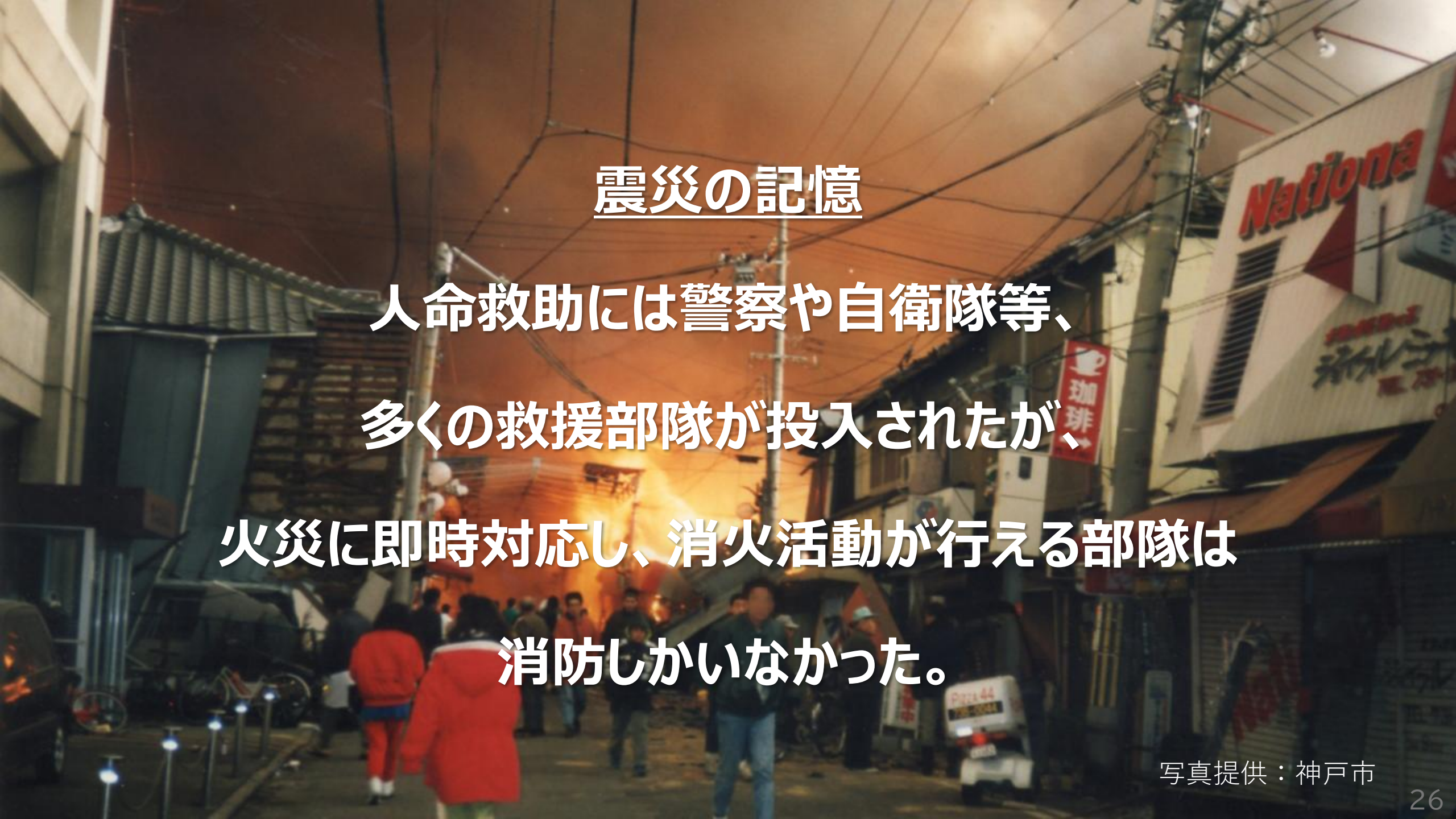






火災件数と罹災人員の推移





震災の記憶

人命救助には警察や自衛隊等、

多くの救援部隊が投入されたが、

火災に即時対応し、消火活動が行える部隊は

消防しかいなかった。

写真提供：神戸市

意見交換・本日のテーマ

将来の災害への備えとして、

消防団における消防力をどのように維持・増進するか？

＃ 人的資源の確保

＃ 装備・資機材の充実

＃ 消火技術の習得

＃ やりがいを実感できる環境の整備

